

# 千葉市中央区少年軟式野球連盟細則

## (加盟)

- 第1条 千葉市中央区少年軟式野球連盟(以下「本連盟」という)に加盟する団体は、
- 1、本連盟に加盟している最寄りの団体の推薦を得ること。
  - 2、本連盟に新しく加盟する団体は代表者、監督、コーチ、審判員(4名以上)の指導者構成とし、部員は15名以上であること。

## (加盟金及び運営費)

- 第2条
- 1、本連盟に新しく加盟する団体は加盟金10,000円を納入すること。
  - 2、年会費は25,000円とする。
  - 3、大会参加費は各大会毎に1チーム5,000円とする。
  - 4、本連盟を脱退する団体に対して加盟金及び分担金は払い戻ししない。
  - 5、本連盟を脱退する団体は中央区連盟の財産に対する権利を放棄したものとする。

## (事務局)

- 第3条 各ユニット別に事務長を選出、理事会の承認を得て会長が任命し、庶務、広報、記録、財産管理、会計補佐等の任にあたる。
- 1、会議、式典、その他の事業を推進する。
  - 2、リーダーの養成及び指導者研修の立案と実践

## (会計)

- 第4条 事務局に所属し収支の記帳管理、予算の編成等を行う。

## (審判員)

- 第5条 審判部は本連盟(又は市協会)の主催する審判講習会を受講し、審判登録証を交付されたものをもって構成し大会を円滑に運営する。又本連盟のすべての事業を担当し、これを遂行にあたる。
- 1、常任審判員は部員より選出し会長任命とする。
  - 2、審判部は原則として年2回の審判講習会を開催し、審判技術の向上に努める。
  - 3、審判部は他部局と連絡を保ち、大会会場の運営遂行にあたる。
  - 4、各種大会企画、運営に当たって各部局と連絡を密にし実行する。

(役員派遣)

第6条 千葉市少年軟式野球協会及び他団体への役員派遣については理事会の承認を得て会長任命する。

(障害保障)

第7条 本連盟の事業開催中及び本連盟を代表して出場した大会中の事故に対する応急処置は当事者間で行う。

- 1、加入保険規約にのっとりて処理する。
- 2、入院を要する場合は連盟より最低10,000円を限度として見舞金にあてる。

(義務規定)

第8条 本連盟に加盟している各団体はスポーツ障害保険に必ず加入し、原則として毎年度頭初の登録書提出のときに加入証明書(写し)を添えなければならない。

(慶 弔)

第9条 本連盟の慶弔

- 1、中央区連盟登録者とする。(本人、選手とする)
  - 一、弔慰金 10,000円
  - 二、生花 時価
  - 三、加盟団体への弔意金 5,000円
- 2、本連盟に功労のあった者については、役員会において裁量する。
- 3、病氣見舞いは中央区連盟登録者とする。
  - 一、見舞金 10,000円(入院10日以上とし、チーム代表者より申請する。)
- 4、市協会常任理事は役員会において裁量する。

(表 彰)

第10条 本連盟及び市協会の発展に功績のあった者、優良なる指導者、選手を表彰する。

- 1、会長表彰
- 2、スポーツ連盟表彰(申請)
- 3、市協会表彰(申請)

(その他)

- 第11条
- 1、学校行事は当連盟行事より優先する。
  - 2、年度途中で登録メンバー(指導者含む)に変更のあった場合は、すみやかに事務局に届出なければならない。
  - 3、各団体はユニットに配属され、各部のいずれかを担当し会務運営に協力しなければならない。
  - 4、本細則は理事会の議を経なければ改正することはできない。

(附 則)

- 第12条
- 1、本細則は平成5年7月11日制定し同日施行する。
  - 2、本細則は第6条一部を改定し平成11年2月14日制定し同日施行する。
  - 3、本細則は第9条一部を改定し平成15年2月2日制定し同日施行する。
  - 4、本細則は第9条一項の二、三及び三項の一、第10条本文及び三項を改定し平成19年2月12日制定し同日施行する。